

第16日目(9月22日)

議長(若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、副市長、公務のため午前欠席。病院事業管理者、公務のため欠席。それぞれ届出が出ておりますのでこれを許します。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、平成22年陳情第2号「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、及び日程第2、平成22年陳情第3号「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書の提出に関する陳情の以上2件を一括議題といたします。

2件について、総務文教委員長・関 常幸君の審査報告を求めます。

関総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会では、平成22年9月7日に付託されました事件について9月15日に審査いたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。平成22年陳情第2号「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の陳情であります。最初に各委員より考え方を述べていただいた後、質疑に入りました。質疑は1件ありました。内容的には私立高校には宗教高校の学校がありますし、憲法第20条や89条との関係についての質疑でありました。その後、討論なし。採決の結果、全会一致で陳情第2号は採択すべきと決しました。

次に平成22年陳情第3号「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書の陳情であります。各委員より考え方を述べていただいた後、質疑の発言者はなく討論に入りました。反対2件、賛成1件。それぞれありました。挙手により採決に入りました。その結果、賛成6、反対2。賛成多数で、陳情第3号は採決すべきと決しました。以上で報告を終わります。

議長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 平成22年陳情第2号「私立高校生が学費を心配せずに学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情に対する討論を行います。

まず、本陳情に反対者の発言を許します。

次に本陳情に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成22年陳情第2号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情。本陳情に対する委員長報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、平成22年陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議長 平成22年陳情第3号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情に対する討論を行います。

まず、本陳情に反対者の発言を許します。

牛木芳雄君 本陳情に反対の立場で討論をさせていただきます。その陳情書に書いてありますように、これは世論を二分しているという問題であります。まず姓、氏ですけれども、これを使い出したのが明治に入ってからだというふうに思います。それ以前は士族以外の者は原則的には公式に認められていなかったそうであります。明治8年に太政官の布告によって名字の使用が義務化されたそうでありまして。しかし、やはり庶民はこれを警戒してなかなか使わなかった。多分、税金をいっぱいとられるのだろうとか、あるいは徴兵とかそういうことだろうと思います。

しかし、明治31年の明治の民法が成立して夫婦同姓、これが示されました。家父長制度、まあ家制度ですね。家制度として戸籍は家を示すものとして妻は婚姻によって夫の家に入るものだと、こういうことでありました。戦後ずっとこの制度が続いていたわけですが、戦後、この家制度は廃止されたわけがあります。そして氏を名乗ることはどちらの姓でも自由になった。しかし、夫婦同姓の原則は残ったままであった、こういうことであります。

そして今約98パーセントの女性が婚姻によって改姓をされています。この選択的な夫婦別姓の議論というのは、国会議員を有する国段階の政党間でもやはり意見が分かれるところがありまして、賛成は民主、公明、社民、共産。反対を表明しているのが国民新党とたちあがれ日本。明確でないのが自民、日本新党、みんなの党などだそうであります。

この選択的夫婦別姓であります。この本陳情書に書いてありますようにこれを認めてしまうと夫婦の一体感の希薄化、あるいは離婚が容易にできる、あるいは親子間の別姓等々、あるいは子どもに悪い影響を与えてしまうのではないかと、このように書いてあります。そのほかに家族の絆が希薄化していってしまうとか、あるいは社会を混乱させてしまう。いろいろな理由があるようであります。

しかし、世界全体から見ますと選択的に夫婦別姓をしている国は大多数でありますし、そのことによって先ほどありましたような理由は余り説得力のある理由にはならないのだろうというふうな論調があります。私もそうではないかと思うところであります。この夫婦別姓を望む人たちというのは約5パーセントぐらいだそうでありまして、その方々がそれぞれ

特に女性の方ですけれども、仕事上あるいはアイデンティティーとかいろいろの考えがありまして、夫婦別姓を望んでいるということでありまして、

この夫婦選択性、これはあくまでも選択性でありまして、夫婦別姓を強制するわけではありませぬし、夫婦同姓を強制するわけでもありません。まさに当事者同士が合意によって選択をすればいいわけでありまして、そういう道を開くことになる。私はそのように思っています。まさに自由であります。そのことを申し上げまして私は反対をいたします。そういう立場で討論をさせていただきました。

付け加えておきますが、この資料によりますとこの法案に関しては、政府の法制審議会が1996年、夫婦別姓導入を答申して法務省が民法改正をまとめたのでありますが、当時与党だった自民党内で反対が噴出をしたということでありまして、で、国会に提出できなかった。一方民主党は1997年から繰り返しこの民法改正法案を国会に提出したものでありますけれども、今までに廃案になってきたということで来年3月 陳情書にも書いてありますように、来年3月をめどに改正をしたいという意向だそうであります。以上であります。

議長 次に本陳情に賛成者の発言を許します。

樋口和人君 おはようございます。それでは平成22年陳情第3号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情ということで、私はこれについて賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。今ほど反対という討論の中でいろいろ話がありました。聞いてみたところ本当にこれがどうしても夫婦別姓をしなければならない、この選択的といいながらそうしなければいけないという何か強い理由というのもどうも見当たらないような気がしています。

また、中で氏ですね、これがしたのが明治からということで、余りどっちみち日本には古い文化的、歴史的な背景はないよというような言い方もありました。確かに氏の認められたのが明治でありますけれども、やはりその以前からだれそのせがれ、だれその娘、あるいはだれだれの、といいますか、いわゆる家族単位の呼び名、集団的といいますかそういったものは昔からあったものだと思っています。それが姓を名乗ることによってまた一つ強くなったのだなというふうな考え方をしております。国会の中でもまだまだ議論がきちんと終わっていない、終了していないといいますか、国民のコンセンサスもとれていないところで、ここで選択的とはいえ夫婦別姓をとすることをわざわざ法律でつくっていくという必要は、私はないと思っています。

この辺も、夫婦別姓ということも今、世界的には、というお話もありましたけれども、この辺も男女共同参画といった中での私は間違ったジェンダーフリー、この辺のところからきているものだというふうに考えています。

そんなことで、まだまだこの日本には法律でこのことを認める必要もないでしょうし、あるいはまた今、法律でなくても社会的にどうしても別姓で過ごして、これがまた社会的に非常に問題になっていると、別姓だから問題だということもないと思っています。そんなことで別姓を選択といいますか、便宜的に別姓を名乗っている方いらっしゃいますし、それはそれでまた通っていることだと思っていますので、そういった意味からも私はこの法で定めるということには反対をいたしております。そんなことでまた大勢の皆さん方からぜひ賛同いただけるようお願いをして、賛成の討論といたします。

議長 次に本陳情に反対者の発言を許します。

岩野 松君 選択的夫婦別姓の問題で、それに対する反対の陳情が出ています。それで私は女の立場というか女性の立場の意味で、それを進めることに賛成です。そういう立場で討論に参加したいと思います。

特に中国の北京で男女共同参画が今いわれていますけれども、女性差別撤廃条約というのが締結されまして、それに対して批准した国はそれをしなければならないというのがあるのですけれども、それはそれぞれのお国柄によって、それがすべてすぐその国で適用されるというわけではありません。その撤廃条約の中には選択的夫婦のことも書かれてありまして、今現在、特に大きな国では、先ほどもありましたけれども日本とインドとトルコが夫婦同姓だそうでございます。

私も議員になったころ事実婚という言葉は初めて耳にしましてすごい国があるのだな、確かフィンランドだったのだなと思っただけですけれども、今、子どもはすべて事実婚によって、その生まれた父親と母親は戸籍には明記しますけれども、いろいろな保障は18歳までは国が育てる。その保障に対しては、育てるところに、子どもについていくという形で、それがはぐくまれているというふうに聞いております。

これはすごくいい制度だななんて思っていたのですがけれども、結局夫婦同姓であると結果的には事実婚というしかないし、そして子どもの財産分与になると、今の法律の中では非嫡出子というか正式な夫婦以外に生まれた子どもさんは、例えその旦那さんがその後から一緒になって生活していてそしてやっても財産権は半分しかないという、今、法律ではそうなっております。

そういう問題にもかかわりますし、そして私は事実婚を認めれば本当にもっと少子化対策もうまくいくのかなという思いもしております。いろいろなことを言いましたけれども、結局夫婦同姓であるという縛りを、選択的自由ですので、夫婦同姓であるという縛りを解くことによって、女性が同列になれる一つのあかしでもあるというふうに思っております。

私以外すべて男性ですので・・・(「婿はどうするがだ」の声あり)私、実はある方で、今、婿という意見が出まして答えて申しわけないですけれども、「やじに答弁しないでください」の声あり)はい、わかりました。後で答えます。

女性の、男女同権の立場からいっても、やはりその人、それぞれの夫婦が選ぶべきであるというふうに思っております。先ほどの反対討論者からも出ましたけれども、これは法的縛

りは明治になってからです。ただ、氏というのは 賛成者が氏という言い方をしましたのでちょっと反論するのですけれども、氏というのはもっと前からありまして、氏姓制度といわれるほど氏はずっとあったのですけれども、一般の人たちがすべて名字を名乗るとするのは明治からこっちで、江戸時代は名字帯刀を許すという言葉があるように、名字を名乗れるというのは本当に普通の人、平民というか普通の人にはなかなか許されなければ名乗れないという状況でありました。

そういう中ですべての人が離婚したかとか、家族がうまくいかなかったとか、そういうことは余り聞いてありませんので、姓に関してはそんなにこだわるべきでないのではないかと思います。委員会ではこれに対しての、今、出されている陳情に対して賛成の方が多かったのですけれども、ぜひ、男女同権を推進する立場で平等を推進する立場で、大勢の方がこれに反対してくださることを願っております。常識的にはこれは当たり前のことだと私は思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長 次に本陳情に賛成者の発言を許します。

塩谷寿雄君 選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対をする意見書について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。すみません、陳情に対する賛成の討論をさせていただきます。

今日朝、お袋や嫁にもちょっと聞いてきたのです。結婚してもし名字が変わったら、結婚するときに名字がもし 今、牛木さんは5パーセントの方がこれをやっていただきたい、というふうにおっしゃいましたよね。でも、多分これを認めてしまったら、やはり生きてきた過程の中で20数年その名字を名乗っていたら、それを名乗りたいと思う人がすごく逆に多くなるのではないかなと思うのです。

そうしたときに今の結婚という意味がすごくないのではないかなというふうに思うのですけれども、結婚するに当たりやはり名字が一緒になって、そこに子孫繁栄、子どもが生まれて、同じ名字で。そこをもし、親の名字が違ったら大きくなってきたときに、何でお父さんとお母さん名字が違うのかなというふうに思うし、本当に結婚という意味がないと思うのですよ、名字が別々だと。それぐらいやはり結婚には重みがあると思うのです。よって、私はこの意見書に賛成の立場で討論に参加させていただきました。

議長 次に本陳情に反対者の発言を許します。

次に本陳情に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成22年陳情第3号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情。本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、平成22年陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議長 日程第3、第72号議案 平成21年度南魚沼市下水道会計決算認定について、及び日程第4、第73号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計決算認定についての2件を一括議題といたします。

2件について、産業建設委員長・牧野 晶君の審査報告を求めます。

牧野産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会に平成22年9月7日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第103条の規定により報告させていただきます。

審査の状況は平成22年9月10日金曜日に委員全員の出席で行いました。議案番号72号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを、まず先に報告させていただきます。まず、執行部の方からの説明で21年度の下水道特別会計の事業としては、各地域の早期完了に向けた面整備と大和クリーンセンター水処理施設増設工事を中心に促進し、そして流域関連公共下水道事業は上町、小栗山地区を中心に整備を進めた。また特定環境保全公共下水道事業は大倉地区を中心に整備を進めた。流域関連特定環境保全公共下水道事業は、西泉田、東泉田、奥、天野沢、竹俣、大沢等を中心に整備を進めた。浄化槽推進については市民の要望にこたえるべき18基を設置した。これにより下水道汚水処理普及率は前年度より2.7ポイント上昇し、89.6パーセントになっているというまず最初の提案説明がありました。

主な質疑をちょっと説明させていただきます。幾つかの質疑のうちありましたが、まず委員の方から塩沢の加入率が悪いが、また、全体的な加入率をアップするために誘導する政策等についてはどう考えているのかという質問に対し、市の方からはつなぎ込んでいない人の理由等を調査して、今後の方針調査をしていく段階であるという答弁でした。

また、市長所信の中でありましたが、污泥処理について島新田焼却炉に流域と農集の污泥を処理されているが、来年から流域の污泥は別のところに持っていかうという考えであるが、まだ調整中というふうな質疑と答弁がありました。

また、平成20年度と21年度で下水道埋設単価が工事施工法の変更で変わったというふうな話があったが、実際のところはどうなのかというふうな質問が委員からありました。その答弁については20年度、西泉田は地盤が悪いため単価的に非常に高かった。特に国道291号がメインだったのでメートル当たり20万円かかったが、21年度については291号もやったが、村中の整備がメインになってきたので、深さ的にも浅くなったので半額程度になった。また291については余りにも前年が高額だったため工法を検討し、なるべく浅くできるように検討し、ポンプを増やす等して変更を加え単価が下がるようになったということでした。大体例年9万円から11万円ぐらいでメートルやっているという答弁でありました。

また、今後農集の管理が大変なので広域下水に流して管理費を安くすることなどを検討しなければならないかということについては、市の方は検討を始めているという答弁でした。

また、ちょっと一般質問でもありましたが、ディスポーザーについてはという質問がありましたが、市としては水質に汚れが出てきた点はあるが汚泥は影響するほど増えていないということで、これからも調査して見守っていききたいという、また研究していききたいという答弁でありました。

以上、主な質疑ですが、討論なし、採決に入りましたが全員賛成で、72号議案については認定することと決定させていただきました。

それでは73号議案水道事業の方にいきますが、水道事業の方につきましては21年度の給水人口は6万114人。前年度対比456人減、普及率は97.2パーセント。前年度対比0.1パーセント増となった。建設改良工事、配水管、5,565.5メートルを実施し、そのうち老朽管理設替は4,917メートルを実施したということでした。

主な質疑として、それと21年度は基本料金を約半額に5カ月間したので、収入減が大きく低くなる要因であったということで、また、委員の方から預金があるならもっと不況対策をすべきではないかというふうな質疑がありました。市の方の担当課の答弁としては、単発的な値下げでなく恒久的にできるような施策をしていききたいというふうな答弁でありました。

また、今年の夏は非常に熱中症問題が全国をにぎわせました。給水停止というのは命にかかわるので、どういうふうな基準をもってやったかということに関しては、給水停止については会って話をしたりして、相談に乗りながら慎重に対応してきたということでした。

また、市の企業会計といえ、なかなか会計方式が民間と違いわかりにくいのではないかと。もっとわかりやすく決算報告できないかというものに対しては、わかりやすいように民間の会計科目等の研究をしながら何らかの方法を考えていききたいというふうな質疑がありました。

以上が主な質疑となりますが、幾つかを抜粋して質疑いたしました報告させていただきましたが、73号議案については討論なし、全員賛成で認定することと委員会の方では決定させていただきました。以上、報告とさせていただきます。

議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

岡村雅夫君 水道についてどういう質疑だったかちょっとお伺いしたいのですが、私は常に言っていることは、この報告書でもあります決算の監査委員の報告でもありますが、私も過大投資という部分であります、その部分が水道料に影響を与えていると。要するに黒字であっても引き下げができないというような感じに私はとっているのですが、私は投資的な部分に関しては、これは水道料にかけてはならないというような考え方を持つのですが、そういった質疑というのは全然ございませんか。

牧野産業建設委員長 投資的経費を料金に上乗せするというふうな質疑はありませんでした。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第72号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計決算認定に関する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第72号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第73号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計決算認定に対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 第73号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、市民クラブを代表しまして賛成の立場で討論に参加をするものであります。委員長報告にもありましたように単年度収支は黒字決算となりましたが、営業収益と営業費用をかんがみれば1億3,500万円ほどの赤字でありました。高料金対策、これによって約7億円の金を投入した結果の黒字決算であったわけであります。

根本的には先ほどの同僚議員からの質問に出ましたけれども先行投資、この部分が大き過ぎるというその結果であります。それが施設利用率31.0パーセント、最大稼働率40.03パーセントという数字からもあらわれております。現金、預金を13億円も持つ優良企業だと、そういうような考え方もございましょうが、借金残額が167億円余りであり、老朽管更新や耐用年数が過ぎた施設の更新など、事業としては目白押しであります。この部分の財源をどこに求めるか。このことを考えれば、これを取り崩して水道料値下げということにはなかなか至らないのであろうと。

根本的なものは国の政策であります。国の政策がどう変わるかによって、この水道事業が企業としてやっていけるかどうかというのであります。今年度の企業団の動きを見れば、職員の配置をかえ人件費抑制に努め、緊急を要する工事費の圧縮や優先順位の工夫で何とかやり繰りをした。この努力を評価しております。安心・安全な飲み水の供給に今後も努められることを希望いたしまして、賛成討論といたします。

議長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第73号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長
長の報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議 長 日程第5、第68号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定
認定についてから、日程第9、第74号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計決算認定
認定についてまでの以上5件を一括議題といたします。

5件を一括して委員長・今井久美君の審査報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告を行います。本委員会は平成22
年9月7日に付託されました5会計の決算認定について審査を行いました。審査の状況であ
りますが、期日は平成22年9月9日、委員の出席状況は欠席1名があり8名でありました
が、午後からも1名欠席があり午後の審査、採決は7名で行いました。議長からも出席を
いただきました。審査の内容であります。執行部から市民生活部、福祉保健部、各々部長、
次長、課長、大和病院から事業管理者、事務部長、次長、課長、また城内診療所事務長、ほ
かに関係します説明補助員の出席を求め審査を行ったものであります。

最初に審査の結果を報告いたします。第68号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険
特別会計決算認定についてであります。反対、賛成、各々討論がありましたが、採決の結
果、賛成多数で認定されました。

第69号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、全員賛成で認
定されました。

第70号議案 平成21年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、全員賛成で認
定されております。

第71号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成討
論があり全員賛成で認定されました。

第74号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、全員賛成で認定さ
れました。

少し主な質疑・答弁、また討論の様子を報告いたします。まず国民健康保険特別会計につ
いてであります。全国で7割、県内では11市町村が既に法定外繰り入れを行っている状
況があります。これらを参考にしたらどうだというような質疑がありまして、このことにつ
いては今現在、状況を調査中だと。保険税は県下トップクラス、診療費は安い方のベスト3、
ギャップの原因を調査中であると。これら今後の在り方について国保運営協議会の中で法定

外繰り入れも視野に入れて協議していくということで、閉会中の調査で報告していきたいというようなことであります。

また、医療費を削減していく強いメッセージがない。人口6万1,000のうち国民健康保険1万8,000人。ほかの保険が多い。法定外繰り入れは理解が得られない。納めている国保被保険者に対しても滞納額が多いのが問題であるというような質疑がありまして、医療費削減は大きなテーマである。平成25年から新しい高齢者医療制度になるが、枠組みが示されていない。将来的には国保全体を県レベルで運営することも国で検討している。国保は人口の3割。国保以外の理解が必要であり、国保制度が始まったときと今の構成世帯の状況が全く違う。無職の方が半分くらいになってきており、社会保障全体としての問題であるというような答弁がありました。

また、レセプト点検員による成果、ジェネリック医薬品の推進状況についても質疑がありました。ジェネリック医薬品については全国で20パーセントくらい普及している。30パーセントに上げるのが政府の目標であるが、市では8月にカードを配布しPRに努めている。また、レセプト点検員は今のところ2名おり、レセプトを1枚1枚点検し問題があれば再審査して国保連合会に上げている。平成20年度返納金、他保険への差し戻しについては1,088万1,000円。過誤調整、内容点検で発見されたものは1,959万3,000円。合計で3,047万4,000円が点検によって減額できているというようなことであります。

討論を行いました。反対討論としまして、国保税は高いという感覚である。資格者証、短期証は収納率対策とはいえない。国保制度の趣旨は皆保険。一番弱い層が恩恵にあずかれないことは大変な事態である。ペナルティー効果がないならば資格者証を解除し、保険証で医者にかかることが本来の趣旨だと思う。

また、賛成討論もありました。国民皆保険は世界に誇れる制度である。全国には4,000を超える健康保険組合、1,800を超える国民健康保険組合がある。放置してきた国の行政責任が一番大きい。抜本的な対策を講じるのは国家の責任だ。平成21年度の決算書を見る限り、現下の経済情勢の中で健康保険税の滞納問題、医療費の増加をかかえながら保険税を抑えて結果を出してきたことは評価できる、というような各々の討論がありました。

次に介護保険です。滞納繰越分の収納率。平成19年度が41.8パーセント、20年が29.6パーセント、21年が13.8パーセント。さらに不納欠損額が多い。拒否者は介護保険制度として通用するのか、というような質疑がありました。未納者については、拒否者と生活困窮者がある。生活困窮者の率が増えており、また、滞納繰越分については収納率は平成17年度が17.3パーセント、18年が17.9、19年が41.8と大きな動きが出ています。平成18年度までは税務課収税係で収納していたが、19年度からは介護保険係での直接徴収になり、41.8パーセントの高い徴収率となっております。その後も同じ努力はしているが固定化してきている。今年度は25パーセントを目標に努力しているというような答弁がありました。

また、ネックである国の参酌標準 37パーセントが廃止されることについても質疑がありました。施設整備については待機者 420 人すべて施設に収容する考えはない。施設入所と在宅の見極めが一つの目安になる。市で施設をつくる方向性はない。37パーセント枠がなくなれば、民間の話を聞きながら入所待ちの数字の状況を見ながら、施設整備を進めていかなければならない。今の段階では地域密着型の小規模多機能ショートを充実するなどの方向性が大きい、というようなことでありました。

老人保健については特に反対と質疑等はありませんでした。

後期高齢については医療費一人当たりの県内の状況について質疑があり、平成 21 年度累積一人当たり医療費が 72 万 927 円。県下 31 市町村のうち高い方から 7 番目である。一番高いのは新潟市で 78 万 5,952 円、一番安いのは粟島浦村の 62 万 6,496 円と、こんな答弁がありました。後期高齢者医療制度はよい制度であると、こういうような賛成討論もありました。

そして病院事業会計であります。努力しているが赤字が出ている。外来・入院の未収金対策はどうなっているのかというような質疑がありました。以前は入院で未収金が多かった。入院時に保証人を立てない時代が続いた。平成 20 年度から入院時に別世帯の保証人を立てるようにした。未収金は徐々に減っている。また、赤字についても平成 18 年度は 1 億 7,000 万円、19 年度は 9,300 万円、20 年度決算が 8,200 万円と徐々に解消してきているということでありました。

また、資金不足比率 11.7パーセントについても質疑がありました。経営健全化基準の 20パーセントには遠い感じだが、一時借入金が 8 億 5,000 万円、前年は 6 億 3,000 万円、前々年度は 5 億 3,000 万円と一時借入金が増えている。この率でいくとあと 2 年ぐらいで資金不足比率が 20パーセントを超えてしまうがどうか、というようなことでありました。今の状況では一時借入で対応せざるを得ない状況だ。収入を増やし支出を減らすことで安定化を図っていく。平成 22 年度は投資を行わず平常ベースでの運営方法で収支の改善に努めたい。

また、公立病院は採算性、経済性、効率性だけでなく運営しなければならない。基幹病院が出た場合、地域医療は市で守らなければならない。そのとき採算性を重視するのは危険だと思うというような質疑がありまして、職員一人一人が危機感を持ってスキルアップをし、サービスの向上に努めたいと思う。地域医療を担うことについては十分承知していると。

また、昨年改革プランをつくったということであるが、どういう将来像が描けるのかと。基幹病院に伴って医療再編が行われる中で、医師や看護師の皆さん方も自分たちの主張をしていかなければならないのではないかと、こういうような質疑であります。

市民病院なので市の考え方が一つある。市役所の中で計画を立てていくし、病院の中ではあり方検討委員会を設け議論をしている。基幹病院とは別枠で南魚沼市全体の医療体制については、二次医療までは我々が受け持つ必要があると思うというようなことが答弁されております。以上で報告を終わります。

議 長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 第68号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定に対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

岡村雅夫君 国保会計決算について、反対の立場で討論に参加させていただきます。とにかく国民健康保険税が高いということであります。一般的に全国的な兆候だそうですが、所得が200万円台で30万円から40万円の負担というのがあるそうであります。支払い能力をはるかに超えた国民健康保険税であります。住民は悲鳴にあえいでいるといわれております。払える国民健康保険税にしてほしいということが私の主張でございます。保険料高騰、そうすると滞納者の増、そして財政の悪化と。するとまた保険料の増ということで悪循環から抜け出せなくなっているのが今の国保の現状だと言われております。

今年の6月現在で全県で15パーセント、5万世帯が保険税滞納となっているという報告がございます。保険税が滞納となりますと資格証が発行されます。今、全県で3,000人近い方々が資格証という保険証をいただいているそうであります。我が南魚沼市でも先般の委員会の中で答弁いただいた数字は、資格証が168名、そして短期証が、今年度は6カ月をやめて3カ月ということにしたということでありますが、448という答弁をもらっております。そして滞納額に当たっては、今回の決算でも収入未済額ということで4億9,935万円という、前年プラス2,410万円でありまして、まさに先ほど申し上げたとおりの現況でございます。

特にこの資格証、短期証等について言わせていただきますれば、これは給付制限ということであります。繰り返しますけれども資格証の場合は窓口で10割負担をしなければならいわけでありまして、保険税を払えない人が窓口負担に耐えられるわけはございません。結果、医者にかかりたくてもかかれなくなる。これは国民皆保険制度の趣旨に反すると思っております。我が国保会計は市民の3割の人が加入をし、また、今ほどの報告でもございましたが、無職の方が大変多数になってきたというようであります。一番弱い人たちが救われていません。私はこういったペナルティーを課すことで解決する問題ではないというふうに考えております。

もちろん国の制度自体、国保の法律自体が抜本的な見直しが必要なことはいうまでもございません。私は国保を再生するには抜本的な改革ということで四つほど常に申し上げております。先ほど申し上げましたように国庫負担の増額であります。以前は医療費の45パーセントでありました。それが途中で改悪されまして給付費の50パーセントということになっているわけであります。いふなれば給付は7割でございますので、その50パーセントです

ので35パーセント。そしてもろもろの給付金がございますので、実質的には今国は38.5パーセントといわれております。それは会計全体で見ますと25パーセントぐらいだということにいられております。要するに以前、国が45パーセント持っていたものを今38.5パーセントとしたこと、その差額は国民負担になっているということでございます。

国が給付率を上げることによって、元に戻すことによって、国保税は引き下げが可能であります。今、国保税が最高限度額も今回上げられておりますけれども、所得400万円でその上限の、今回は63万円に改定されておりますけれども、そういった数値が実態のようであります。要するに軽減世帯に該当しない方でも大変な負担になっているということが現状であります。

それから3番目に保険証の取り上げ。これを全面的に禁止していただきたいと。これは皆さん方もおわかりのように、平等性とかいろいろ申されますけれども、実際の収納率向上にはつながっていないと。そして故意に払わない人は別としまして、本当に払えない人、この人たちにの対策としては逆でありまして、命にかかわるペナルティーでございます。

それから、担当でもこの国保収納行政に当たっては、今、大変な事態が起きておりまして、督促は当然のことではありますが、財産を無断で調査をし、そして差し押えをしてまで収納を迫っているということでもあります。私はこういった人権を無視した国保行政をやはり転換していってもらわなければならないというふうに考えております。以上の抜本的な改革も提案して反対討論を終わります。

議長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 第68号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表しまして賛成の立場で討論に参加するものであります。ただいまの反対者の意見を聞いておりました。高過ぎる国保料、全くそのとおりだと思います。平成21年度は100年に一度といわれる大不況でありました。所得の落ち込みは非常にすごかった。前年度の所得に対して決められるこの国保料というものが相当な負担であったということは、私も承知をしております。国民皆保険の一翼を担うこの国民健康保険制度、これに対する抜本的な改正ということでご提案もいただきました。

我が市の決算認定をする立場でものを見ますと、歳入総額から歳出総額を引いて、実質的に1億1,000万円ほどの黒字決算であったと。これは結果であります。新型インフルエンザがもし蔓延をしていたのであるならば、これは大幅な赤字決算となったことでもあります。一番の懸念材料であります国保税の未済額、5億円に迫ろうとしている。これはゆゆしい問題であります。払いたくても払えない、そういう家庭が増えている。それも事実でありましょう。しかし、市民税のときにもありました納税意識というものが薄れてきている。国民皆保険というものはどういうものであるのかということに対する理解が薄れてきている。こういうことも私は一因であろうと思います。

保険給付費が37億5,429万円、3.2パーセントの増であったと。増えつづける医療費をどうするのかという問題もあります。しかしながら、この国民皆保険の一翼を担っている

国民健康保険。この制度そのものを抜本的に見直さない限りは、到底一地方自治体である南魚沼市で対応できる問題ではないであろうと思っております。

さらに一言付け加えさせていただければ、一般会計からの繰り入れについては恐らく反対議員と同じでありましょう。連結決算というので考えれば一般会計からの繰り入れがもう少しあってもよいのではないかと私は思っております。いずれにしましてもこの国保制度の在り方そのものを、国の負担も含めて研究をするという、その市長の考え方に私は共鳴をし、賛成討論とするものであります。

議長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。第68号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第68号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議長 休憩といたします。休憩後の開会は10時55分とします。

(午前10時36分)

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時55分)

議長 第69号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定に対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第69号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第70号議案 平成21年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第70号議案 平成21年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第71号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第71号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり決定いたしました。

議長 第74号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

次に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 第74号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、市民クラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加いたします。賛成なら討論はいらないのではないかという意見もあると思いますけれども、平成21年度の病院事業会計につきましても、収益的収支で見ますと総収益3億8,234万円に対しまして、総費用4億1,574万1千円です。損益計算書からは純損失、単年度が2億8,700万円。本年度は、赤字体質は脱しきれなかったわけでありまして、結果としまして累計の繰越欠損金が1億7,500万円までになってしまいました。こういう中であえてこの病院会計決算認定に賛成するわけがありますから、市民クラブなりの判断基準を討論の場できちんと示しまして、議場におられる議員の皆さん、そしてまた議場に来られない市民の皆さんにもご理解を得なければというような立場で討論に参加したいというふうに思います。

この2億8,700万円の単年度純損失、そして1億7,500万円の累積欠損金からすれば、このことは大変憂慮すべきことでありまして、早くこの体質を改善しなければならないわけですが、21年度の収支だけでなくて病院の運営状況を見れば、一方では院長そ

して事務長はじめ、医師の確保に向けた大変な努力が伺えます。しかし、一方では眼科医師の派遣先からの引き上げということで、結局は相変わらず医師の常時確保には厳しい状況であったようであります。

そうした中で看護師15名の採用、病院機能評価取得に向けての各施設改修は、一つには人件費増そしてまた病院費用の増と、単年度的には赤字額を増長しているという見方もできますけれども、将来的には最大の課題であります医師確保につながり、そして私たち市民の命と健康を守る先行投資だという理解もできるわけでありまして、期待するところであります。

患者の統計を見ても派遣医師の撤退等で医師不足による外来患者の減少はありましたけれども、厳しい状況の中で入院患者の増、その対応、その受け入れに努力の跡が見られました。結果、病床利用率も高い率で維持をしております。このことは信頼される地域の中核病院としての役割を十分果たしていることのあらわれだというふうに思います。

赤字で当然いいというわけではありませんが、地方の公立病院の役割は、具合が悪いときはいつでも受け入れてくれるところに住民の安心があるわけでありまして、収支のバランスをとる努力は続けてもらわなければなりません。この市立病院から受けるそうした住民の安心・安全は大きいものがあります。そのことからすれば21年度のこの損失は将来の安心・安全への先行的対応を含むとするならば、むしろこれは2億8,700万円でありますけれども、これもまた致し方ない由とするものであります。

とは言っても大綱質疑、そしてまた常任委員会での審議の中で指摘いたしましたけれども、ここ数年の一時借入金金の年度末残高の増高や、それにも大きく関連します資金不足比率の伸びを見ますと、財政健全化法の観点からは早い時期に体質改善をしなければ病院会計だけにとどまらない市全体に影響を及ぼす財政問題にもなりかねないわけでありまして、この21年度決算の総括が22年度から始まった公営企業の全部適用による、弾力的かつ迅速な病院運営とあわせて、来年度以降の改善につながることも期待しまして、平成21年度南魚沼市病院事業会計決算認定につきましては、賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

議 長 原案認定に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第74号議案、平成21年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議 長 暫時休憩といたします。

(午前11時04分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時05分)

議 長 日程第10、第19号報告 専決処分した事件の報告について(塩沢地区給食センター建設(建築)工事請負契約の変更について)を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 それでは第19号報告 専決処分した事件の報告についてご説明を申し上げます。契約番号給食第1号塩沢地区給食センター建設(建築)工事の請負契約につきましては、平成21年6月定例会においてご同意を賜り、元店、割田、笛田、山崎特定共同企業体との間で工事請負契約を締結し執行してきたところでございますが、議案の次のページの専決処分書に記載のように当初契約金額1億9,950万円を538万3,350円増額させていただくものでございます。

変更額が契約金額の100分の5以内かつ1,000万円未満の変更でございます。したがって、いまして議会指定の市長の指定専決に当たりますので専決処分をさせていただき、地方自治法の規定に基づきご報告を申し上げます。

資料最後のページをお願いいたします。工事変更の概要でございます。3の変更理由にありますようにセンター職員との協議、東北電気保安協会、消防本部などの指導から、2の変更内容に記載の本体建築工事及び外構工事をそれぞれ変更をさせていただくものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 9ページの件ですが内装工事。ちょっと私、わからないのでお聞きしたいのです。厨房等の滑らないタイプに変更したということです。1回つくってそれをまた塗り直したということなのかと、あとそれと消火器設置。消防の指導により消火器増設ということですが、これは内部ではなから調整していればよかったと思うのですが、何か特別な理由があつてなのか。ちょっとその点をよろしくご答弁をお願いします。

学校教育課長 まず床材の防滑タイプの仕様変更でございますが、これは塗る前にですね、実際に給食員が来られますので、その方といろいろお話をした上で、長靴との適性といいますが滑りにくいものに変更させていただいたというもので、塗り替えたというものではございません。

それから消火器でございますが、消火器につきましては設計段階でいろいろと精査をして個数等を決めておりましたが、実際に作業員が動く流れを見ながら、改めて協議をし追加をしたものでございます。以上でございます。

岡村雅夫君 この変更理由を読みますと、初めて給食センターつくったわけでもなし、当然検討されるべきものではないのですか。滑らないような塗装とか。長靴、今までも長靴も使っているわけでしょう。そして次は保安協会の指導によりと。設計段階でチェック

でき上がってからでなくてはこういうことはチェックできないわけですかね。あとは消防の指導により消火器の増設。消防署と事前、確認の段階であるでしょう。それが公がやることが、何でこれで後で指摘を受けるのですか。理由にならないですよ、これ。こんなことが何で後で出てくるのですか。当然、設計屋さんが設計をし、そして法律にのっとったことはやるわけだろうし、塗装、仕上材、すべて打合せするでしょう。そして調書ができ上がるでしょう。そして入札でしょう。そんなことといえば何でもできるではないですか。明快な答弁をいただければだめだね、これ。

教育部長　それではできるだけ明快な答弁をさせていただきます。設計について言われるとおり設計屋はプロでございますが、調理についてはプロでございませんもので、我々は今回調理員を設計の段階、工事の段階、すべて協議をしてきました。ということの目的は、今までいろいろ工事についてもでき上がったときに、ああすればよかった、こうすればよかったというのがかなりあります。そういうものを極力少なくしたいというのが1点です。

2点目としてはやはり魂を入れたいと、ということで、調理員に設計の時点から、工事の時点から入っていただきまして、設計事務所に提示した床材よりもさらに滑りづらいという方向に変更させていただきました。

それと消防について。途中で消防検査があるのですね。当時協議をして設計で消火器等を盛るのですが、実際に現地で消防検査をしてもらった時点で多分追加の指摘があったのかなというふうに思いますが、もし間違っていたらそれについては修正しますが。

3点目の東北電気保安協会についても、やはり現地で見てもらいます。そのとき屋上に手すりがなかったということで、我々はこの部分については人を出さない屋上なので管理はできるのですけれども、やはり完ぺきに安全性を求めるためには保安協会の指摘どおり、気付いた時点で変更させていただいて、手すりをつけたというふうに変更させていただきました。以上です。（「消防長、事前に消防と打合せをしているでしょう。」の声あり）

消防長　建築物が新築、増築、改築等々、いわゆる確認申請が必要な建物。私ども準防火地域以上は普通の住宅も行きますが、通常私どもの防火対象に、必ず消防長の消防同意がいるということで建築主事の方から求められております。そのとき事前に図面審査で

これは不特定が出入りするものではない、いわゆる事務所、給食棟ですから工場、作業場の部類でしょうか、ちょっと間違っていたら失礼しますが、そういうところは誘導灯は要りません。そのかわり誘導標識はつけなさいと。

それから消火器。これは床面積の合計で単位数といういわゆる消火器の能力、その他に今度は歩行距離で今度は本数が決まってきます。ある程度図面審査の中で水平距離でない歩行距離で本数を置く場合ですね、ある程度本数はそのとき指導できますが、そうは、20本も30本も増本になるなんてことは私どもは考えていませんが、多少1本あるいは2本ぐらいは増加になる可能性は多々現場に出向くとあります。

ただ、この給食センターは私どもがこういうふうにご指導していたかどうかというのは、私の方に報告は一切受けておりませんので、何ら普通の竣工検査ができた、あるいは事前検

査のとおりに進捗できたというふうに私は判断しております。以上です。

岡村雅夫君　この前も指摘したのですけれども、この平米数はあるけれども単価が載っていませんね。そして総額幾らという形でやはり変更概要のところにはあるべきだと思います。今、部長の答弁は、魂というような話はいいのですけれども、順次、計画の段階でどういうものをつくらうという、そこにもし魂があったら当然乗っかってくる仕事でしょう。当然滑らないように、事故がないようにしようとか、あるいは色まで多分打合せすると思いますよね。どうしても滑らない、この色のものは滑ってだめだとか、その趣味とかそういうもので違うかもわかりませんが。そうして清潔をモットーなんてのはこれはもう　そして今、設計はプロでないと言いましたが、設計屋さんというのはプロなのです。言われたことを全部調査するのです。そして事例も見ますし、仕様もいろいろの例がありますので見ますよ。その中でこれだと高いからあるいは安いからとか、あるいはこれがいろいろの種類がありますよとか、そういうことで提案をするのですよ、普通は。

だからそういう魂があったら、ではいつもそういう仕事をしているのであれば、自分たちでのマニュアル、手順というのがきちんとあって、こういったことを繰り返さないようにするというのが確立していなければならないのですよ。特に給食センターでしょう。もう大和でも何回も改築、改装もしていますし、六日町もつくっています。以前の改築もしています。そして今回の塩沢でしょう。プロでないから、調理員を交えたから変更。それは変更理由ということには私はならないと思う。

そして消防の問題でも、要するに法律に謳っていないのであれば、あるいは事前協議が要らないものであれば私は、安全のためにこれを設けることにしましたというのならまだいいのです。今の説明では主事から協議をなささいという物件だという話でありますので、普通、我々民間でやっている、余計につけても足りないということは絶対ないのです。そういう指導を受けますよ。ちょっと今の説明は私は腑に落ちません。

そしてやはり昨日も質疑の中で申し上げましたけれども、建設年度が決まる。逆算してくるがために、どうしてもこういった手順、マニュアルがおろかになっているのではないかと、このことを指摘したいと思います。そうでなければこんなミスが、初歩的なミスが起きるわけないです。これを我々、これから採決しなければならぬのですよ。裏付けが全然見えていません。この価格の裏付けを、差額をきちんと出すべきだと思いますがいかがでしょうか。

教育部長　1点目です。この間火葬場の関係で金額が提示されなかったということで、今回については工事項目に金額を提示させていただきました。そうしたら私が、今ほどの平米単価というのをもらしていたもので、前回よりは説明資料については追加したつもりでございます。不足の分についてはおわびしたいと思います。

それと2点目ですが、設計屋がプロでないという意味は、設計屋がプロでないではなくて、調理師としてプロでないもので、私は常に設計屋さんにお話しているのは、設計屋さんとしてはプロなだけけれどもその建物の使う人についてプロではないもので、やはり謙虚に使う人の話を聞いていきたいと思います。そして積み上げてきたものが後で使いづらいということ

のないようになお、ということで、そういう過程を踏んで今まで以上に調理員さんとの関係を密に協議してまいりました。

それでそのとおり密という観点からすればそうですけれども、いろいろの現場を重ねた中で、やはり設計事務所の図面では落ちがある場合があります。今までもありました。それで我々としては設計の段階、工事の段階で極力修正していきたいということで出た変更でございます。岡村さんが言われるように、とんでもないと言われればとんでもないことですが、我々としては現場をやる上では、現場精査だとかいろいろの変更が出るのはやむを得ないし、認めていただきたいなというふうには思っています。

それとまず確認申請で図面をチェックします。図面上のチェックで例えば消火器だとかという指摘はされるのですが、我々は建物を使うときに最終的に消防の検査だとか保安協会の検査で現地を見てもらいます。やはりどなたも人間ですから図面上では気付かない部分について指摘があります。ここでは消火器3カ所、それから誘導標識8カ所ということで、今までの例から、私としては今までも消火器は検査で指摘されて増工していますもので、許される範囲ではないかなというふうに思っています。

それから東北電気保安協会についても先ほど説明したように、やはり現地を踏んで指摘をしていただいてそれを修正するという事は、恥ずかしいことではありますが、我々はそういうことを時間をかけて、できるときにいかにやるかというのも我々の仕事だというふうに思っております。以上です。

岡村雅夫君 最終的なチェックにより完全なものにするというのは、これは私も当然のことだと思っておりますし、また思いどおり、打合せしたことが本当にその中に入っているかというのは、これは当然のことです。ただ、私はこういう設計屋さんの調書にそっくり全部載っているものだと、図面にもみんな書いているものだという思いが私はあると思うのです。そのチェックをどこでだれがしているのかということなのです。そして入札に付する段階で、これが完全なものであるということで提示しているのか、もう時間がないから設計屋さんが出してきたのをすぐそっくりやっているのか。その辺が、私はこういったミスが出るところだというふうに思います。

ちょっと先ほど単価の話をしました、平米面積を この前は平米面積が出ていない。この前は斎場に関してはそうして単価まで出していただきました。今回はそれも、面積はあるけれども差額については出していないと。できれば元の値が幾らで 要するに入札率の問題等あるわけですから、それはともかくとしても差額は幾らでとか。そして付して我々の議決を得るのが私は常識だと思いますがその点について、500万円ぐらだからいいではないかという程度なのか、そこらをひとつ考えを伺っておきたいと思っております。今ほど私の質疑の中で、何を言っているがだというような感覚であるのかどうか。提示の仕方等を絡めて市長からひとつ一言いただきたいと思っております。私は単価は示して総額をきちんと出すのは、こういった場合は常にやっていただきたいというふうに思います。

市長 岡村さんは自分でいわゆる建築士ですから、いろいろお話をすることもあ

るのでしょうが、単純な工事で配水管を100メートル伏せればいいやという工事とは違ひまして、先ほど部長が触れましたようにある程度現場に行ってから、設計上これでいいと思ったことでも現場に行ってから、いや、あそこに手すりがあった方がいいとか。消火器も消防長が言ったように、歩数の中で現場に行ってみたらやはりちょっと足りない。

こういうことですから、議員がおっしゃるように最初からミスということはない。私はそう思っています。ですので、より使いやすいそして安全なものをつくっていくということは、これはもう公共の使命でありますから、途中でそういう変更が出てもですね。極力変更が出ない方がいいですけども、これはやむを得ない。ミスで上がってきたというのであれば、これはまたそれなりです。そうではないわけありますので、それはご理解いただきたい。

そして単価について、私は別にそれを示して何か隠さなければならないなんてことはありませんから。議員の方がそうおっしゃるのであればそれで結構ですが、今までは大体こういう形でやってきていたという、その程度だと思います。別に内容をつまびらかにしたくないとか、そんなことは全くありませんので、ご指摘であればそれはいつでも単価の相違は提示させていただきますので、それはそれでご理解いただきたい。

もう一度申し上げておきますが、これから消防庁舎もでき上がってきます。いろいろの部分ができ上がってきますが、必ずこれは変更は出ますので、その点はひとつご理解を皆さん方からいただきたい。本当に現場へ行って見て、階段一つでもやはり現場で確認して、これはちょっと高いとか低いとかそういうことは出るので、建築は特に。ですので、それはひとつご理解いただきたい。ただ、当初からミスであったものを隠そうとかそんなことは全くございませんので、ミスであればミスであったように私の責任も含めて、皆さん方にまたお諮りいたしますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

松原良道君　市長に私なりの考えをちょっとお聞きするわけですが、認定こども園の一連の入札業者辞退まあ始まって今回。これは私もずっと、なぜこんなに補正の金額が多くなって出るのかなと。内容を聞けば、なるほどという話は五つのうちに一つぐらいですよ、実際は。今、市長そういう答弁をしましたけれども、ではそれなぜが起きるのかというと、私が思うにここ1～2年、学校教育が非常に事業をしていますよね。耐震から始まって大事業。本当に現場の皆さんが、視点を変えれば人的に足りているのかという。足りないのが、一人の人間が五つの現場を持っていることによって、こういうことが起きるのではないかというふうに私は思っているのです。部長さんどうですか。自分の部下を含めてどう感じていますか。まず最初それ1点。

市長　人員配置について、それが足りているか、いや足りないかという判断は教育長から答弁させますが、今も申し上げましたように、このことはそういうことによって起きているミスとかそういう問題ではないという。そういうふうにご理解いただきたい。忙し過ぎて見落としたからという、そういうことではない。現場で確認をしながらやってきた中でそれが出てきたわけですから、それは消防なりあるいは東北電気保安協会なり、そういう皆さん方がそれこそプロの目でこれはやはりちょっとこうした方がいいああした方がいい、

これはやはり変更の大きな理由です。変更減だってあるわけですからね、減だって。増ばかりではなくて減もあるのですよ。

ですから、それはそれぞれ現場の中でどうしても 例えば下水だって同じですよ。やってみたらすごい岩盤がどんどん出てきた。これは変更増しなければならぬとか、なかなか事前で、現場に行かなければわからないということあるわけですから。根本的な部分であれば、これは当然さっき言いましたように、私が責任をとって謝罪をしてということになります。そういうことではないということをご理解いただきたいと、そういう思いです。

人数が足りている、足りていないというのは教育長から答弁させます。

教 育 長 職員が足りているかどうかということではありますが。昨年4月から技術系の職員を一人入れてもらいました。人数が増えたわけではありませんけれども、そのことによってこういう建設関係の事業関係については、その以前に比べたら人的に、内容的に充実したとこのように思っています。

ただ、私ども事務局の職員は、こういう仕事のほかに例えば今、今年もやっていますが、学区再編に向けた集落の懇談会ですとか、こういったことも従来考えられなかったほど回数をこなしています。したがってトータルとして事務局体制が手薄になっているということは私も感じております。

ただ、そのことによってこういうことが起きているというふうには私は思いません。今回のこの変更ですけれども、私は、これは私どものミスだとは思っていません。例えば滑り止めの部材とかこういったものって、どんどん新しいものが出てきているはずなのです。ですから、前に使ったときと同じものでやらなければいけないとは私は思いません。少しでもよくなったものを使いたい。そういうのが先ほどの部長の話の説明の真意であります。ですので、ミスがあったからここで増工をお願いするということではないとは思っております。

松原良道君 今、大体答弁は大体現場の皆さんの答弁としてはわかりますけれども、我々から見て本当に短期間にこれだけの事業をやって、今、市長はこれはチェックのミスとかそういうのではないと言っています。それは私も理解はしようと思っておりますけれども、我々から見て学校教育がここ1～2年でこれだけの、もう相当の事業している中で、今、教育長言いましたように一人増やしていただいたところで、本当にそれ専門についていけないのですよね。いろいろの職種、いろいろの対応をしなければならない。

そういう中でやはりこれはたまたま設計のチェックミスとかそういう問題ではないと言いますけれども、我々から見れば、業を請ける例えば業者さんから見れば、1カ所の事業を請けた事業所は、一人しか現場の代理人はできませんよと言ったと言っているのですよね。そういう中でプロでない行政の職員が、プロを相手にこれだけの数を本当にこなされるのかというのが、私は今回の理由と別にやはり心配しているのですよ。

だから、もっとそうであれば、私が前々から言っているように異動とかそうでなくてやはりプロを早く作って、きちんと対応できる。もうどの事業があっても、例えばこういう学校になればもう学校教育課でしょう。そうでなくて、やはり私は将来的にはもう箱物、そ

ったものに対してはもう常に専門の部署がいて、そこを徹底的にチェックすると。私はこの中の今の増工だって、本当に私が聞く限りでは言いわけにしか過ぎないという思いがあるのです。

それは、技術は日進月歩ですからわかりますよ。だけれども、この中の理由として事前に担当課が話をするなりすり合わせをしていく中で、入札前にちゃんとチェックする時間があれば、私はもっと減ると思うのです。この増工の案件は。それはさっき市長が言ったように、下水の見えないところを掘って石が出てきて、何ていうのはわかりますよ、我々だって。石だって空気にさらせば溶けるわけではありませんから、それは設計変更はわかりますけれども、大体が今までの対応というかあれを見ていると、人的、プロ的のやはり不足があるのではないかと。

請ける業者もそれは考え方、どんなでもいいから入札して安く請けて、変更すればいいよという発想にならなくもないのですよ、こういうことがあると。本当の本来の入札でないような気がしてくるとい、疑わしいということも言われたっておかしくない内容に近いことでも、私はこの中にあるというふうに思っていますから。

そういう点であれば、本当に今こういった問題が学校教育は特に事業をいっぱい今していますけれども、今回特にどんどんと補正が出てきますが、もう少しやはり体制も、技術力がないと私、思っていますから、チェック能力が。職員であっても専門家ではありませんからね。設計屋は専門家ですよ。逆に言うと設計屋に対応しきれないのではないかとということも、私は思っているのです。

早急にやはりこういうのを、事業が今後どんどん出るようであれば 運動公園もしかり、大型の事業がまたあるわけですから、そういった体制を早急に組織の対応を考えてでも、変えてでも、市長、私はそういう部署をやはりして、百戦錬磨の職員も、業者と同じくらい対等にできるぐらいの体制をつくらなければ、いつになってもこういった問題が。後で変更すればいいやと安易にとらえておかしくないような状況が、私は生まれてくるような気がしますが、どうでしょうか市長、その辺の体制の強化を。

市長 トータルのに見ますと、うちの職員に技術系の専門職が少ないということとはわかっていますので、この4月から技術系の専門職を採用し始めたところであります。昨年も 昨年は採用しなかったんだね、昨年からは始めたのか・・・今年じゃないか、この4月から ですので、トータルのには議員のおっしゃるとおりです。

このことに特化して言いますと、いわゆる学校教育課で耐震をどんどんやらなければならない。学校建築もある。そういうことの中で、今の部長がですね、市の職員の中では数少ない一級建築士でありますので、そういうことも含めて学校教育課の方に そのことばかりではありませんよ 配属をさせていただいてトータルの指揮をとってもらっているわけであります。

全体的にはとにかく、設計士なんてものはいませんから、設計をしていただいた方に、管理・監督までを大体は建築関係の場合はやっているわけです。本来はきちんとした管理・監

督を私たちの職員でできればいいのですけれども、それはなかなかでき得ない。いずれはそういう体制をとっていかねばならない。そういう思いでありますけれども急急にできないということをご理解いただきたい。トータル的には議員おっしゃるとおりであります。

寺口友彦君 契約の年月日は9月10日とありますけれども、仕様が変わったということで施工は多分終わっていた時点であろうかと思えます。施工等はいつやったのか、それをお聞きしたい。

教育部長 給食センターを2学期に間に合わせるということで一部オープンをしました。それが8月中間検査をしていますもので、部分的な引き渡しを受けています。だから、その前に工事をやらせていただいて、まとまったところで変更をさせていただきました。以上です。

寺口友彦君 8月の末に試食会ということで本格的なオープンといえますかをやられたわけですが、その時点で相当のものは出ていたというふうに考えていいわけですね。もう変更は既に終了して、この変更にされたとおりのものでもって、試食会の業務を行ったというふうに考えていいわけですね。

教育部長 そのとおりでございます。それで私の方から9月議会中に報告を上げるということで、その時点で臨時議会というわけにはいきませんもので、そういう日程を読んで事前に変更して、この機会を見て上げさせていただきました。

寺口友彦君 実際にセンターで働く職員の方の意見を取り入れていこうということは、長く使うという意味で非常にいいことだと思います。しかしながら、後追いで契約をするというような考え方は、私はこれはいかがなものかと思えます。こういうものについては、専決でありますからね。専決でありますから、その事態が発覚したと、こういう意見が出たと、そういうときに早めにそれはやるべきものだと思えます。この考えについてどうか。

教育部長 寺口議員の言うとおりで。専決の範囲でできる部分については、出た時点、時点で専決していくべきだというように判断しております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で専決処分した事件の報告について(塩沢地区給食センター建設(建築)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第11、第84号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 南魚沼市手数料条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本条例は特定のものに対する役務の提供についての手数料を定めた条例でございますが、このたび地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正をされ、10月1日から施行されることとなりましたので、ここで改正をお願いするものであります。

消防法において指定数量以上の危険物を貯蔵したり取り扱う製造所等は、法令で定める技

術上の基準を満たし、かつ市町村長から設置許可を受けなければならない、と定められています。特定屋外タンク貯蔵所、容量が1,000キロリットル以上のもの及び準特定屋外タンク貯蔵所、容量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満のものでございますが、の設置許可にかかる審査事務が、効率化が図られたということによって審査事務の実費が変動している状況から、政令に規定する額が引き下げられましたので、それにあわせて改正をさせていただきたいものでございます。

3ページをちょっとご覧ください。条例別表第3の新旧対照表でございますが、アンダーラインがあります一番上では、58万円が53万円に5万円の引き下げ、次が8万円、それからその下が10万円の引き下げと、以下10ページまでそれぞれ減額改正をさせていただいております。

2ページになります1項の附則でございますが、平成22年10月1日から施行させていただき、2項で経過措置とさせていただきたいものでございます。当南魚沼にはほとんど該当がないだろうという旨聞いておりますが、以上で説明を終わります。審議の上ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第84号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第85号議案 財産の取得について(野世ヶ原)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 先ほど休憩をとらせていただきまして丸正を配らせていただきました。まことに申しわけありませんでした。事務上のミスで見ていただければおわかりかと存じますが、議案書の3番のところの契約の相手方。これがいちばん下の段でございますけれども「理事小原元久」と書いてございますが、「常務理事」ということで間違いでございましたので差し

かえをさせていただきました。まことに申しわけありませんでした。

初日の第75号議案 一般会計補正予算4号においてお認めをいただきました財産購入費につきまして、議案記載のとおり野世ヶ原公共用地を土地開発公社から3筆、4万3,747平方メートル、価格で3億2,512万2,000円で取得をすることについて、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、ご同意を賜りたいものでございます。

次のページ以降に仮契約書、用地図が添付されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。仮契約書のところにも理事のところも二文字落っておりますが、後ほどこれは原本訂正をさせていただきたいと存じます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願いいたします。以上です。

議 長 質疑を行います。

松原良道君 市長にちょっと伺いますけれども、歴代の町長がこの六日町土地開発公社、特に六日町ですけれども、なかなかこの野世ヶ原と長森運動公園、大半の面積を占めることが今まで手つかずで、だれもこれに触りたくなかったというのが私は現状だと思います。いよいよここで市長が、財政的にもある程度目鼻がついてこの取得に踏み切ったということは、ただ利息を払っているだけが能ではないというので、非常に私は評価するところですが、いよいよこれをではどういった道に生かすか。

私は以前、個人的には市長にこういうこともあるよ、と提言はしてありますけれども、これから第一段階が終わってこれを生かすというのが、本来の行政の使命だと思っておりますし、我々もこの土地を取得したからには、やはり市民の皆さんの3億2,000万円ですか、出して買ったそれを、市民が納得していただける方向を見いださなければならない。我々もこの責任はありますけれども、この今後の取り組みについて、市長の意気込みをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

市 長 まさに今おっしゃったとおりでありまして、これで終わりではなくてこれが始めの一步だということでありまして。非常に、長森の方も含めてですが土地も広いし、使う用途がある意味、限られてくるだろうと思っておりますけれども、あらゆる可能性は排除しないで何らかの形をこれを生かさなければならない、その思いではいっぱいあります。

ただ、今、具体的にどうだこうだということは、全く手持ちはありませんけれども、いろいろのまた皆さん方からの提言も受けながら、情報も聞きながら、なるべく早く。この額でまた売却ができるか否かというのはちょっとわかりませんが、血税でありますので欠損を極力少なくするような方法で利用、売却を考えていかなければならないと思っております。(「後でまた提言をします。」の声あり)

阿部俊夫君 今ほど26番議員からもお話がありましたけれども、この土地開発公社の話が出ると、やはり長くやっているといちいち、ぐさぐさとききます。市長もこの野世ヶ原もそうですけれども、本来の取得目的というのは、北里大学をここへ持ってこようということでは始まったわけですけれども。私らも近隣の集落でしたので、このときにはやはり我々はい

ろいろな何か細菌が流れてきて大変だとか、いろいろな議論をした記憶あるのです。大谷町長の時代ですね。

ですから、そういった点で、もう大和に行って所期の目的は果たせない。そのほかにも今26番議員から話ありましたように、土地開発公社の用地というのは、上原というか法音寺というか、あれも城内焼野線の代替というようなことだったと思うのです。それからあその長森は野球場をつくる、こういうことだったわけです。とにかく取得のときにいろいろ説明を受けたけれども、長森なんかこんなところを大変だわというような、そういう議論もしたわけですが、結局は我々は、みんな採決の際に賛成をしたわけですね。それが今こうやってきたということが、非常にいろいろなときに議論になると苦になってきたわけです。

先の6月の議会で9番議員からその話が出たとき、市長から財産取得をして普通財産としてそれを解消したい。こういうことを聞いたとき、非常に財政が厳しい中ですがけれども安心をいたしました。具体的にこういうふうになつたわけですが、取得をした跡地利用ということ今話されましたが、本当に大変だと思います。とにかく取得のこの、もう売却をする際には、割ろうが何しようが後のこと考えれば、やはり何とかしてそういう処分をしていかなければ今のこういう右肩上がりの時代にどんどん、どんどん、もうこれはここばかりではありません。全国の、特に大きな都市なんか特にこの土地開発公社の取得の土地問題、用地問題というのが、ものすごくやはりもっとのしかかっているところがいっぱいあるわけです、具体的に。

ですから、そういった点でやはりそういった観点から取得した跡地の利用というのは、我々もいろいろな知恵を出さなければいけませんけれども、簿価がどうかということではなくて、思い切った処分方法や利用価値というものを考えるべきだと思います。そういうことを市長どのようにお考えか、ちょっと一言お伺いだけしておきます。

市長 大変心強いお話をいただいてありがとうございます。できる限り取得額に近い価格で売却なり、利用なりということは考えますけれども、なかなか現実はそうはいかないという思いはあります。今、議員からおっしゃっていただいたように、とにかくこのまままた遊ばせておくのもこれはもったいないわけでありまして。ある意味売却さえすればそこに固定資産税が発生しますので、そういう部分ではまた取り返しもきくということもありますので、なるべく早く有効な利用方法を探っていきたい。皆さん方からもまたそれぞれ、情報、ご提言をお願い申し上げます。

議員おっしゃったように私も野世ヶ原のことはよく覚えていませんけれども、長森とか、全部買収に賛成ということで議決してきた立場でありますので、そういうしょく罪の意味も含めて、一生懸命解消するようにしたいと思っております。よろしく願いいたします。

阿部俊夫君 非常に安心をいたしました。これからまだ残った用地が相当あるわけですので、そういった考えでぜひ臨んでいただきたいと思っております。ありがとうございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第85号議案 財産の取得について(野世ヶ原)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩とします。午後の開会は1時10分とします。

(午前11時52分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時07分)

議長 日程第13、発議第11号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充などの私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

関 常幸君 発議第11号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について説明いたします。

政府は高校教育の無償化を打ち出し、今年4月から公立高校は授業料無償となりました。私立高校生には、それぞれの所得により就学支援金が支給され、昨年より負担は軽減されましたが、初年度納入金、全国平均で59万円の負担が残されたままです。

県では私立高校生に対して独自の軽減策を打ち出していましたが、今年の県独自予算は4億円から1億円で75パーセント削減されました。授業料が無償となった家庭は、私立高校生の家庭の7パーセント程度に過ぎません。県内の私立高校生は1万2,000人。高校生の18パーセント占め、公立高校とともに県内高校教育の重要な一翼を担っています。

以上のことから、私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。皆様の賛同をお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第11号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、発議第12号 選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

黒滝松男君 それでは、発議第12号 選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書の提出についてを説明いたします。

今、個人主義が重視される余り、これを導入した場合、家族、家庭の絆が弱くなって社会が混乱し家庭が崩壊をするというようなことも言われておりますし。また、離婚等々が増えて子どもが被害者となったり、また高齢者の介護等々がおろかになるというふうな心配もされております。

我が国の家族主義は伝統的なといいますが、そういったことで今までずっと明治以来やってきたと。夫婦一体ということ、それからまた親子が一体と。そういった伝統的文化であるというふうなこともありますし、今の法律でも夫婦どちらの姓を名乗るかは自由に選択でき、何一つ不自由はないというふうなこと等々を踏まえて、この選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対するものであります。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。以上です。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 提出者にお伺いいたします。この意見書の中にございます、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、離婚が容易にできる社会システムの形成につながることは懸念をされると書いてありますが、どのような形でそういうことにつながっていくとお考えなのかと。

もう1点は、親子別姓によって子どもの心に取り返しのつかない傷を与えることになりかねないという部分ありますが、この部分についてどのようにお考えなのかお聞きします。

黒滝松男君 ここに離婚が容易になるというふうなことも書いてあるわけですが、当然、今はどちらかという結婚すると男性の方に姓が一緒になる方が多いと思われまじけれども、それらがなくなって、いわゆる結婚の意識そのものの考え方が希薄になるのではなからうかなというふうなことをかんがみると、離婚が容易にしやすくなるといいますが、そういったことが考えられると思います。

それから子どものことをございますけれども、子どもは姓を自分で決めることができないというようなことになるわけですので、大きくなったときに問題が起きるのではなからうかな。お父さんとお母さんの名前が違ったり、兄弟が違うことも出てくるかもしれませんが、そういったことで子どもに対するそういった懸念がされるというふうなことだと思います。（「全くわからない」の声あり）

佐藤 剛君 1点だけ提出者の考え方をちょっと確認したいのですけれども。提出者の説明の中で、これを導入すると家族の絆が壊れてしまうというような発言がありましたけれども。私も、例えば100歳以上の所在不明の方がこれほど多かったり、そしてまた幼児を1カ月以上も部屋に閉じ込めていなくなったりという、そういう中での親子、家族の絆が非常に今崩れている、乱れているというのは、非常に私も懸念しているのですが。

説明者がおっしゃるように、この選択的、選択的ですよ、選択的夫婦別姓を導入するとなぜそういうところが拍車をかけて、そこにつながるのかというのが。私はもっとそういう家族の絆というのは根本的な問題で、表面的なところをごちゃごちゃとしたりしてなかなか解決が見つからないのではないかなと。むしろこういうところを明らかにしながら、その中で家族の絆というのは深まっていくのではないかなという気がするのですけれども、その辺の考え方をちょっと。

黒滝松男君 先ほど話をしましたように、結婚をするとどちらかの姓に統一といいますか一緒になって、それによってやはり家族の絆というものが強くなると思うのです。別々に、今までどおり別々の名前を名乗っているよりも、結婚したその意義といいますか、そういったことがどちらの方の姓を名乗るにしても、一緒になることによって結婚をしたなど、また家族の一員になったのだなど。それが代々受け継がれてきて今に至っていると思うのです。それが別々というようなことになりまして、そういった一体感、そういったのが希薄になって、家族といいますか夫婦の一体感、親子の一体感そういったのが希薄になってくるのではなからうかなというふうな思いであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 先ほどの陳情のときにも反対意見を言いましたので、黙っていようかと思ったのですが、今のやり取りを聞いておまして、ちょっとまた一言という思いで実は参加いたします。ぜひ、今までこれに賛成された方も反対に回ることを願っております。

特に今回のこのあれに見ますと子どもに与える影響とか、それから家族の一体感という言葉が盛り込まれております。日本は確かに、私も日本にある三世代同居家族というのには、人間形成のためには、悪くないいい制度だと思っております。しかし、それが姓を名乗ることへの一体感とは、私は一緒にならないのではないかなというふうな思いがあります。

先ほども言いましたけれども、これは女性差別の元であるということで 選択なのです。必ずしも全部が選ばなければならないというわけではなくて、選びたい人が選ぶ。全く、そういうのに束縛する必要はないのではないかなという思いもありますし。

そして家族制度ということの前に、日本では特に明治から姓を同一させる。そして戦後の憲法の今の新しい民主憲法になっても、そこのところはぼかしたというふうに聞いておりますが、余り丁寧にしないで同一姓をそのまま進行したというふうに聞いております。それもありまして、戦後60年、民主的な国家形成をつくる形で我々も努力し、自治体もそして皆さんもそういうのがいいというふうに選んでいると思いますが、そういう中で特に日本は明治のときに家制度、戸主という言葉で 世帯主でなくて戸主という言葉を使ったように、家制度を非常に重んじました。その家制度の残渣がいまだに、男性側に特に残っているのかなという思いがあります。

そして離婚率が高くなるとか、子どもが選ぶのに大変だということですが、確かに今すぐ変えたいという人の希望者は数が少ないというふうに聞いておりますけれども、選べるようになって普通になれば、そういうことも余り変わりがないのかなというふうに思いますし、結婚そのものの考え方が、個の尊厳を大事にした中での結婚観に変わっていくことも私は望んでおります。

家を中心とした結婚がまだまだ、ややもするとないばかりではありません。そういう意味ではぜひ、より民主的な日本を築く意味で、これは実は国会で提出して通ればそれですなすな行く予定だったのが、随分もう10年近くもこのことが議論され、提案されないできた経過もあるように聞いております。

そういう意味では、やはり議会は男性がまだまだ多いですし、この議会も女は私一人ですが、そういう意味からもなかなか同意が得られない部分もあるのかなという気もいたします。ぜひ、そこを男性の職務を乗り越えて、やはりより民主的に一歩前に出るのだということで、この意見を提出することに反対の立場をとっていただきたいと思います。以上です。よろしくをお願いします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

腰越 晃君 発議12号 選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書の提出について、これに賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。ただいまの提出者であります黒滝議員、また午前中、陳情の審議における塩谷寿雄君の意見、そうしたものをあえて2度まで申し上げます。ちょっと別の観点からこの意見書提出について賛成の討論をさせていただきます。

すべからく法律とかそういったものは、最高のところを、一番高いところを考えて決められているものではありません。ある意味一番低いところを考えて決められるのであります。今、これに反対する議員の質問等を聞いておりまして、これに反対する議員は確かに高潔な人格の持ち主で、夫婦別姓であってもしっかりと夫婦、家庭の絆を保っていけると、そういう人間であろうかと思えます。であるならば先ほどの佐藤議員の質問にあったように、なぜ

これほどまでに家庭が荒廃し、社会が荒廃しているのか。あるいは地域社会は荒廃しているのか。それをまず考えていただきたいと思います。

確かに日本国憲法は、第12条、13条におきまして基本的人権、これを謳っております。しかしこれを制限するものとして公共の福祉というものも同時に謳っております。やはりこの地域社会、国家がきちんと成立するその基礎としての家族、家庭であります。何も明治時代にこの家制度が始まったわけではございません。あの明治時代に至るまで、世界でも先進的といわれたそうした国家、地域社会をつくり上げてきた。この元は姓がなくても家があった、家族があったということであります。これが基本なのであります。それを忘れてはなりません。

最後に申し上げますが、これに反対をする方々は、確かに成熟された高潔な意識の持ち主であるかもしれませんが、しかし、国家、国民あるいは地域社会を考えると、やはり私たちは今までこうやって守ってきた民法に規定されております、いずれかの姓に統一するというものを、これは重要なことであると思っています。以上で賛成討論といたします。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第12号 選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10号、発議第13号 緊急的な米需要調整対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

小澤 実君 発議第13号 緊急的な米需要調整対策に関する意見書の提出についてでございます。収穫の秋を迎えましたが、夏の猛暑それから残暑が嘘のように、このごろは日々すっきりとしない天候が続いております。収穫がまだ遅れてはおりませんが、皆さん心配かというふうに思っております。

さて、平成22年産をめぐる情勢が余りにもよくないという見地からの意見書でございます。まず、21年産米については政府の需要見通しを上回る米消費の減少で、40万トン程度の過剰在庫となります。また、22年産については過剰作付けが見通され豊作基調が相まって推移しておるところから、これもまた20から40万トンの過剰米が発生すると懸念されております。21年産とあわせると60から80万トンの需給ギャップが生じかねない状況であります。

こうした中、22年産米については、仮渡金が当地魚沼産で2,200円減の1万6,500

円。岩船、佐渡、新潟一般が1,400円減の1万2,300円。米の主力産地である北海道、東北産が平均で2,500円減の9,000円程度。それから本県以西の方では仮渡金が2,000円下げのおおむね米価が1万円という流れでございます。

また、米の消費動向につきましては、一般家庭それから業務用需要ともに非常に減少をしております。その反対に輸入小麦の価格下落等でパン、麺の購入量が前年を上回っているという状況でございます。こうした中、非常に営農の不安、それから制度の不信等も抱く流れでございます。

農は国の基、それから農業は生命の原点、こういう言葉を大切に、かかる危機的な状況を改善し、稲作生産者が将来に自信を持ち安心して経営を展望できるように願っております。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。皆様の賛同をお願いいたします。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 需給調整の減反等の根幹に当たる部分というのが、ミニマムアクセス米ということで70万トンからの輸入米というふうに私は考えております。今後この生産能力がありながら、こういったいろいろまた飼料米とかいろいろ方向があるわけでありますので。この輸入米を拒否する、そういった文面が入らないと、この実行性というのはなかなかないというふうに私は思うのですが、その点どういうふうにお考えですか。

緊急的な問題としてこれの内容が全部だめという考え方ではないのですが、やはり根本的にその部分に手をつけていかないと、日本の農業は衰退してしまうのではないかとというふうに私は考えているのですが、いかがでしょう。

小澤実君 基本的にはMA米が中止できるものであれば、それに越したことはないと思っております。しかしながらMA米をそのことに反対して撤廃し、米の輸入をストップすることをすみません、もとい。WTOが、そのことによってWTOに提訴され、逆に代償の処置を求められれば、間違いなくそこでもって負けてしまいます。そうすればなおさら関税が引き下げられ、また安い米がどっと日本に入ってくるというそういう現状を踏まえれば、今より米がさらにまた余るという状況になるかと思えます。そのためにやはりMA米を止めるということ自体がもう、国としてはできない。他の産業のことも含めてできないという流れになるかと思えます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

発議第13号 緊急的な米需要調整対策に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査についての申出があります。

議 長 お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長 お諮りいたします。本定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

議 長 これで本日の会議を閉じます。平成22年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでございました。

(午後1時35分)